



- インターネットトラブルにご注意!
- だまされるな! 「悪質商法」
- 「雪かき、雪おろし」は、よく確認して契約を
- 県の広報番組のお知らせ

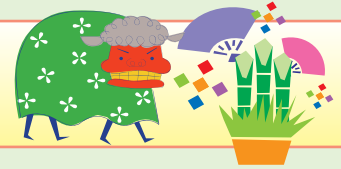


ホウレンソウ

(レシピは中のページにあります。)

発行/福井県生活安全課・福井県消費生活センター

新年、明けまして、おめでとうございます。
今年も、タイムリーな情報をお届けしますので、よろしくお願いいたします。



インターネットトラブルにご注意!

いろいろな情報が手軽に得られるインターネットは大変便利なものです。また、身近な携帯電話でもインターネットに接続でき、ますますたくさんの人に利用されています。しかし、一方で、中学生や高校生でも、サイトにアクセスすることにより、簡単に悪質業者と接触し、トラブルに巻き込まれる可能性があります。

インターネットを利用する一人一人が、インターネットの便利さだけでなく、その裏にある危険性も認識し、トラブルを回避するために注意を払わなければなりません。

【相談事例】

- 事例1 パソコンで興味本位に無料サイトにアクセスし、クリックしていたら「登録」になってしまった。3日以内に3万円払うように請求を受けた。
- 事例2 携帯電話に届いたメールのサイトを開くと有料サイトに接続し、「入口」をクリックしただけで登録されてしまった。メールで退会を申し出たが、登録料を振り込まなければ、自宅を調査し取立てに行くと返事がきた。
- 事例3 全く覚えのない有料サイトの料金が未払いとのメールが届いた。請求メールが止まらない。
- 事例4 インターネットショッピングで商品を申し込み、代引きで商品を受け取ったが、イメージとは違った商品だった。業者に連絡したが、返品はできないと言われた。

【アドバイス】

- 事例1・2の場合、無料と思ってアクセスしたり、利用意思がないのに登録された場合、利用契約が有効に成立したとは言えないので、料金を支払う義務はありません。また、事業者は契約者の意思を確認し、訂正する画面を設けなければなりません。
- 事例3の場合、使っていないければ、当然支払う必要はありません。自分からは業者に連絡は絶対にしないでください。
- 事例4の場合、インターネットで申込む通信販売ではクーリング・オフができません。しかし、返品できるかどうか等の記載が義務付けられていますので、利用規約をよく確認しましょう。また、申込み時の広告を印刷保存しておきましょう。

【トラブルを避けるために...】

- 興味本位で怪しいサイトにアクセスしたり、登録はしないこと。
- 名前、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報をおやみに書き込まないこと。
- ネットショッピングやネットオークションを利用する時は、利用規約をよく読み、確認しましょう。申込み時の画面を保存しておくことも大切です。また、信頼できるサイトを利用しましょう。

※ 20歳未満の人が、親の了承がなく契約した場合、未成年者契約として取り消すことができます。



福井県悪質商法被害防止共同キャンペーン（1月～3月）

だまされるな！「悪質商法」



若者を狙う悪質商法の手口は年ごとに進化しています。そこで、多くの若者が新大学生、新社会人として歩む春を前に、県内の消費生活に関する相談窓口を開設している各機関が連携し「福井県悪質商法被害防止共同キャンペーン」を実施し、被害の未然防止を図ります。

< キャンペーンの内容 >

- 啓発活動 ・高等学校卒業予定者、新成人、新社会人などヘリーフレットを配布します。
・駅やショッピングセンター等で街頭啓発を行います。
- 出前講座 県消費生活センター等にご相談ください。

○若者電話相談 関係機関が一斉に若者消費者被害の特別相談を実施します。
実施日：3月1日（木）（他の日も相談を受け付けています。）

相談は
無料です

9時～17時

- | | | | |
|------------------|------------------|----------------|------------------|
| ・福井県消費生活センター | TEL 0776-22-1102 | ・福井県嶺南消費生活センター | TEL 0770-52-7830 |
| ・福井県警察本部悪質商法110番 | TEL 0776-24-4194 | ・福井市消費者センター | TEL 0776-20-5588 |
| ・敦賀市生活防災課 | TEL 0770-22-8115 | ・小浜市総合防災課 | TEL 0770-53-1111 |
| ・大野市消費者相談センター | TEL 0779-66-1111 | ・勝山市消費者センター | TEL 0779-88-1111 |
| ・鯖江市消費者センター | TEL 0778-53-2204 | ・あわら市消費者センター | TEL 0776-73-8017 |
| ・越前市消費者センター | TEL 0778-22-3773 | ・坂井市消費者センター | TEL 0776-50-3030 |

10時～16時

- ・福井弁護士会 TEL 0776-23-5255
（無料法律相談は、毎週木・金曜日 9時～12時）

10時～15時

- ・福井県司法書士会総合相談センター
TEL 0776-30-0771
（無料法律相談は、毎週水曜日 13時～16時）

マルチ商法

商品を買って会員になり、友人知人に売ったり紹介したりすればお金がもらえ、加入者を増やすことで大きな利益が得られると勧めます。

久しぶりだね?!
ちょっといい話があるんだけど...

簡単に儲かる
バイトがあるんだ。
一緒にやろうよ。
ねっ!

商品のお金は
払わなきゃいけ
ないし、友人は誰も
買ってくれ
ないし...

これを買った上で
友人を紹介してくれたら
その売上げの2割は
あなたのものに!

販売商品

浄水器
化粧品
補正下着
健康食品 など

注意

- 実際に儲かるのは一握りの上位者だけ。
- 末端の販売員でも、だまして勧誘すれば罰せられます。
- 人間関係が壊れ、友人を失うこととなります。

「雪かき、雪下ろし」は、よく確認して契約を

本格的な雪の季節を迎えています。悪質な除雪業者のトラブルに遭わないために、作業を依頼する場合は、以下の点に注意しましょう。

- 作業が、屋根からの雪下ろしだけの場合と、下ろした雪の排雪も含む場合とで金額は変わりますので、事前に現場を見てもらい作業内容を細かく打ち合わせした上で、必ず見積書をお願いしましょう。
- 万が一、作業によって家の一部が壊れた場合の費用負担について確認しましょう。
- 訪問販売や電話勧誘販売によって契約した場合は、クーリオン・オフが可能です。



県の広報番組のお知らせ

新聞やテレビなどで、イベントや講座、県の取り組みなどをお知らせしています。

テレビ

- 「おはようふくい730」(FBCテレビ/日曜日7:30~8:00)
- 「ほっとふくい」(福井テレビ/第1・3土曜日17:15~17:30)

ラジオ

- FBCラジオ「ふくい元気通信」(第2・4日曜日12:50~13:00)

新聞

- 「県からのお知らせ」(毎月1日・15日)

※また、消費生活トラブル情報について、下記の新聞でお知らせしています。
 福井新聞「生活Q&A」(毎週火曜日)・朝日新聞「暮らし110番」(毎週月曜日)
 中日新聞「暮らしワンポイント」(隔週火曜日)・日刊県民福井「暮らしワンポイント」(隔週日曜日)



消費者豆知識

七草がゆクイズ

春の七草は、せり、なずな、はこべら、ごぎょう、ほとけのざすずな、すずしろ。では、すずしろとは、一般に何と呼ばれる野菜でしょうか。

- ①にんじん
- ②大根
- ③小松菜



今旬のホウレンソウ

(主な産地：福井市など)

『貝だくさん あったかシチュー』



調理時間
25分

～ 材 料 ～ (4人分)

ホウレンソウ	100g
タマネギ	300g
サツマイモ	250g
ニンジン	100g
コカブ	100g
鶏もも肉	200g
油 大さじ1	
ホワイトシチューの素	50g
牛乳	1カップ
水	3カップ



～ 作 り 方 ～

- ①タマネギはくし型切り、サツマイモ、ニンジン、コカブは乱切り、鶏もも肉は一口大、ホウレンソウは3cmに切る。
- ②厚手の鍋に油を熱し、鶏もも肉、タマネギ、ニンジン、コカブを炒める。
- ③水を加え、材料が軟らかくなるまで煮込む。

- ④サツマイモ、ホワイトシチューの素、牛乳を加え、さらに煮込む。
- ⑤最後にホウレンソウを加えて仕上げる。

～福井県内でとれた食材をより多く使ったシチューです。
 ホウレンソウのかわりにコマツナを使ってもおいしいです。～

価格の動き

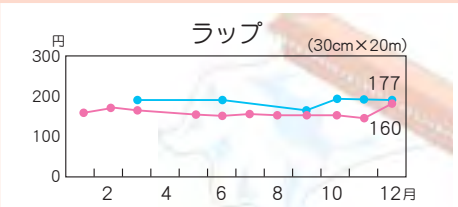
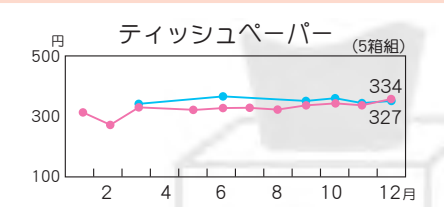
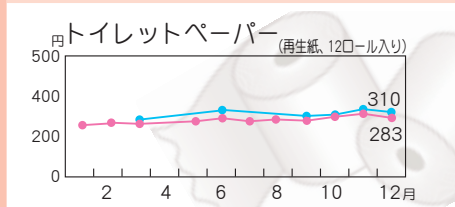
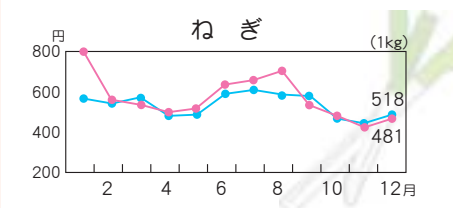
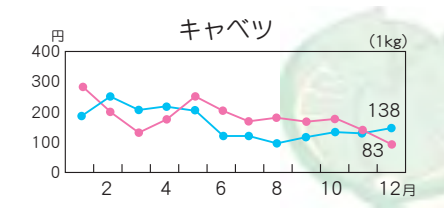
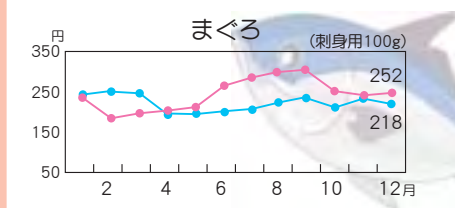
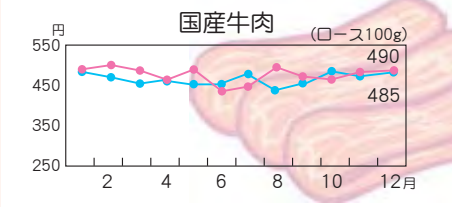
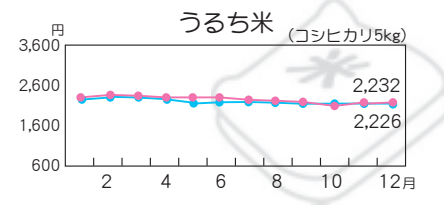
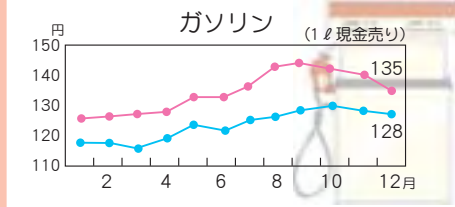
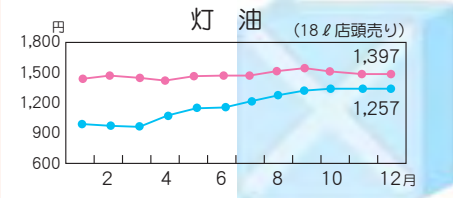
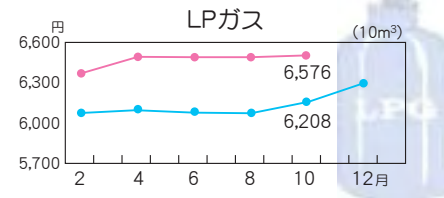
県調査結果 ※石油製品については、(財)日本エネルギー経済研究所 石油情報センター調査

● 17年
● 18年

福井市消費者物価指数

平成18年11月 速報値(平成17年基準)

総合指数 100.3
前月比 (-)0.2%
前年同月比 (+)0.5%
※福井県情報政策課調べ



原油価格の高騰により、灯油の小売価格は、現在高い水準にあります。今後も、価格動向を注目するとともに、ウォームビズに心掛けるなどくらしを見直し、限りある資源をかしく使しましょう。

消費生活関連イベント(平成19年2月)

日時	イベント名	開催場所	問合せ先
10日(土) 13:00～15:00	消費者講座 「一人暮らしの高齢者がねらわれています」 講師：司法書士 竹内 順子 氏	県生活学習館 ユー・アイふくい 学習室101	(社)ふくい・くらしの 研究所 (0776)27-0626
24日(土) 13:00～15:00	消費者講座 「あとを絶たない消費者トラブルと対策」 講師：弁護士 海道 宏実 氏	県生活学習館 ユー・アイふくい B1会議室	

※「消費者講座」は、福井県が(社)ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

お知らせ

公正取引委員会では、消費者の立場から公正取引委員会の仕事に協力する「消費者モニター」を募集しています。20歳以上の方であれば、どなたでも参加いただける活動内容ですので、お気軽に御応募ください。
【仕事】研修会出席、アンケート回答、身近な情報提供等 【謝礼】年額6,000円(上限)を予定
【詳細掲載】<http://www.jftc.go.jp> (公正取引委員会ホームページ)
【問い合わせ先】公正取引委員会近畿中国四国事務所取引課(TEL:06-6941-2175)

消費生活のご相談は... (個人情報苦情相談も受け付けています。)

福井県消費生活センター ☎ 0776-22-1102 FAX 0776-22-8190
〒910-0005 福井市大手3丁目11-17(県民会館2階)
福井県嶺南消費生活センター ☎ 0770-52-7830 FAX 0770-52-7831
〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)

(受付時間 9:00～17:00 土・日曜日でも相談を受け付けています。)

[福井県消費生活センターホームページ](http://info.pref.fukui.jp/seikatu/shohic/) <http://info.pref.fukui.jp/seikatu/shohic/>

市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

物価に関するご意見・ご質問は・..... 0776-20-0287 (生活安全課へ)
☎ 910-8580 住所記入不要

クイズ【答え】②



R100
再生紙を利用しています。
07.1.14300